



ふれあいネットワーク情報(臨時号)

《令和元年10月22日発行：郡山市》(要回覧・お知らせ)

台風第19号災害に関連する情報についてお知らせします。

(詳しい情報は市ウェブサイトをご覧ください。)

1 医療機関受診における窓口での支払いについて (R1.10.18現在)

国民健康保険の被保険者の方で、台風第19号で被災され、下記のいずれかに該当する方は医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担の支払いは不要となります。(令和2年1月末まで) ただし、入院等による食費などは負担いただく場合があります。

◆住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

◆主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

◆主たる生計維持者の行方が不明である方

◆主たる生計維持者が事業を廃止、又は休止された方

◆主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※この取扱いについては、後期高齢者医療保険も同様です。

※社会保険等においては各保険者にお問い合わせください。

【問合せ先】 国民健康保険課 TEL 924-2141

2 「家庭ごみの出し方」にご協力ください

台風19号の浸水被害により、富久山クリーンセンターが稼働停止し、ごみの搬入や処分が出来ない状況となっております。集積所のごみについては、通常どおり回収しておりますが、生ごみ以外の排出は、当面の間、控えていただきますよう、各家庭においてご協力ください。

【排出を控えていただきたいごみ】

○燃えないごみ

○燃やしてよいごみ：紙くず、庭木の剪定くずなど

○資源ごみ：びん、缶、紙、プラスチック製容器包装、ペットボトルなど

【問合せ先】 3R推進課 TEL 924-2181



セーフコミュニティ国際認証都市 郡山
国内15番目・世界391番目

【編集/発行】 郡山市 市民・NPO 活動推進課
TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイト及び
郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っています。